平成２２年（フ）第３４７１号
東京都小金井市貫井北町１丁目４番１―205号　パレ武蔵小金井、申立時及び住民票上の住所名古屋市北区光音寺町１丁目66番地の２ピア弦四路203号
破産者　中村　希人
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８号
名古屋市天白区原１丁目104番地　アーバンドエル原704号、住民票上の住所名古屋市天白区原１丁目104番地　アーバンドエル原901号
破産者　大西　幸一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５７号
京都市下京区七条御所ノ内西町16番地
破産者　加藤　昇司
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０８号
大阪府寝屋川市小路北町８番34号
破産者　三重　　忠
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０２３号
堺市南区城山台２丁第３街区第26号棟第101号室、住民票上の住所堺市南区槇塚台２丁38番10号
破産者　黒田　達也
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６０号
大阪市淀川区西中島２丁目５番17号第２シャトーサンショウ301号
破産者　小杉　　愛
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８０号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目16番７―401号
破産者　金山　晴夫
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８５号
大阪市西成区津守３丁目５番15号
破産者　小津　卓也
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４１号
大阪市福島区大開２丁目６番12号　西野ハイツ101号、店舗の所在地大阪市福島区海老江７－６－36
破産者　高殿電機商会こと　篠原　紳治
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２１０号
大阪市城東区新喜多１－２―17―607号、開始決定時住所大阪市城東区新喜多１丁目２番17―1007号
破産者　髙橋　壽人
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３６７号
大阪市阿倍野区長池町４番18号　ハイツサンハイ503号
破産者　西山　智穂
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２１３号
大阪府東大阪市高井田本通２－３－１、住民票上の住所大阪府松原市一津屋２丁目９番15―203号
破産者　辰巳　敦一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５９５号
大阪府東大阪市新庄２丁目４番５号
破産者　尾形　伸一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３５号
大阪府柏原市円明町10番35号
破産者　赤池　伸文
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７５８号
大阪府門真市東田町17番７号
破産者　中島　嗣志
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６０号
大阪市西区南堀江３丁目４番２―202号
破産者　中野　隆司
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７７２号
大阪市生野区巽南１―14―13　有限会社ヤマナカ内、住民票上の住所大阪市生野区巽南３丁目９番14号
破産者　雲井　宏一
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８４７号
大阪府門真市中町11番37号
破産者　加藤工業こと　加藤　勝行
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部